

被扶養者の認定基準について

組合員の3親等以内の親族であって、主に組合員の収入によって生計を維持されている方が、下記の収入基準額等を満たした場合、申請により組合員の被扶養者になることができます。

被扶養者に認定されると、病気やケガ、出産等をした際に給付を受けることができます。



収入基準額と収入の種類

「収入」とは、認定時から将来に向かって恒常的に得られる収入の総額をいい、その基準は(表)のとおりです。所得税法上の「所得額」ではありませんのでご注意ください。

(表)収入基準額

区分	年齢	基準額 (収入の限度額)		
		年額	月額	日額
公的年金を受給していない方	全年齢	130万円未満	108,334円未満	3,612円未満
障害年金を受給している方	全年齢	180万円未満	150,000円未満	5,000円未満
公的年金を受給している方	60歳以上	180万円未満	150,000円未満	5,000円未満
遺族年金を受給している方	60歳未満	130万円未満	108,334円未満	3,612円未満

※私的年金のみ受給している方の年間収入は年齢に関わらず130万円未満となります。

次のとおり収入の種類により基準の取扱いが異なります。

●年金収入

所得税法上、非課税所得とされている遺族年金、障害年金も収入に含まれます。

収入基準額は(表)の年額基準額のとおりとなりますが、年金収入に加えパート収入等がある場合は、合算した額が「年額」・「月額」ともに収入基準額未満である必要があります。

パート収入と年金収入の合算額についても、11ページのパート・アルバイト収入と同様に3カ月の連続・平均により判定します。

(例) 障害年金受給者または60歳以上で公的年金を受給している方

年間収入の基準額が180万円未満となるため、パート収入等がある場合、年金月額(年金年額÷12ヵ月)と収入月額等を合算した額が3ヵ月連続または3ヵ月平均で15万円(180万円÷12ヵ月)以上になると被扶養者資格が取消となります。

* 公的年金(国民年金・厚生年金・共済年金)の他、企業年金・私的年金(積立年金・個人年金)も収入に含みます。

* 公的年金収入は、所得税・介護保険料等を控除する前の額です。(年金証書等に記載のある額です。)

* 私的年金収入は、積立額を含めた受取額の総額です。

●事業収入・不動産収入・農業収入

(表)のとおり、年額130万円(60歳以上の公的年金受給者は年金と合わせて180万円)未満であることが認定の条件となり、次表の経費を控除した額が年収となります。税法上の取扱いとは異なりますのでご注意ください。

年収が収入基準額以上となった場合は、該当する年の1月1日に遡及して被扶養者資格が取消となります。

事業収入	学習塾	売上原価・地代家賃・水道光熱費・修繕費・消耗品費・加盟料*
	小売業	売上原価・地代家賃・荷造運賃・水道光熱費・修繕費・消耗品費
	不動産	修繕費・消耗品費
	その他	売上原価・地代家賃・水道光熱費・修繕費・消耗品費
農業収入	小作料・賃借料・種苗費・素畜費・肥料費・飼料費・農具費・農薬衛生費・修繕費・動力光熱費・荷造運賃手数料・土地改良費・地代家賃・水利費・精米機使用料	

※加盟料とは、大手学習塾などで毎月定額を本部に納めている場合などの金額をいいます。

●パート・アルバイト収入

パートやアルバイト等の給与収入^{*}は、10ページの(表)の年額基準額【130万円未満】だけでなく、月額基準額【108,334円未満(130万円÷12ヵ月)】からも判定します。

毎月の収入が変動する場合は、3ヵ月の収入実績により判定し、次の①もしくは②に当てはまる場合は、被扶養者資格が取消となります。

なお、この判定によって被扶養者資格が取消になった場合でも、その後の3ヵ月の収入月額の平均が基準額以内であれば、その翌月から再び被扶養者になることができます。

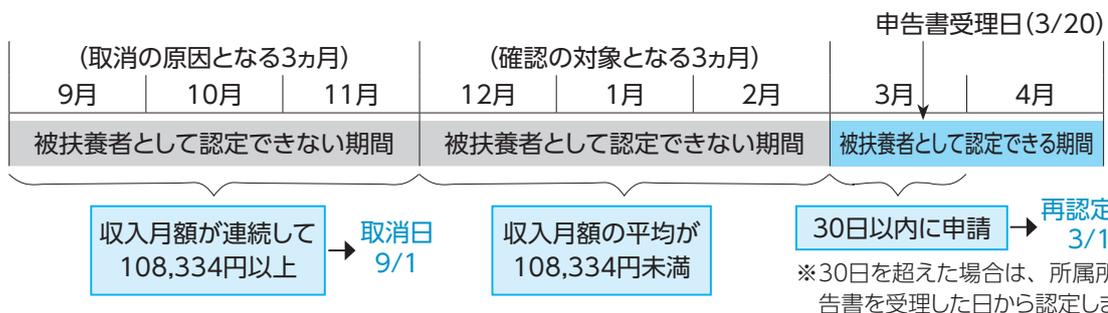
^{*}通勤手当などの諸手当を含めた所得控除前の総収入です。

賞与がある場合は、次の両方の算定結果が次の①および②に該当すると取消になります。

- 賞与の額を支給対象月数で按分し、支給対象月の収入に加算する。
- 賞与が支給された月に一括して加算する。

①3ヵ月連続して108,334円以上となった場合 → その3ヵ月の最初の月から取消

(例)

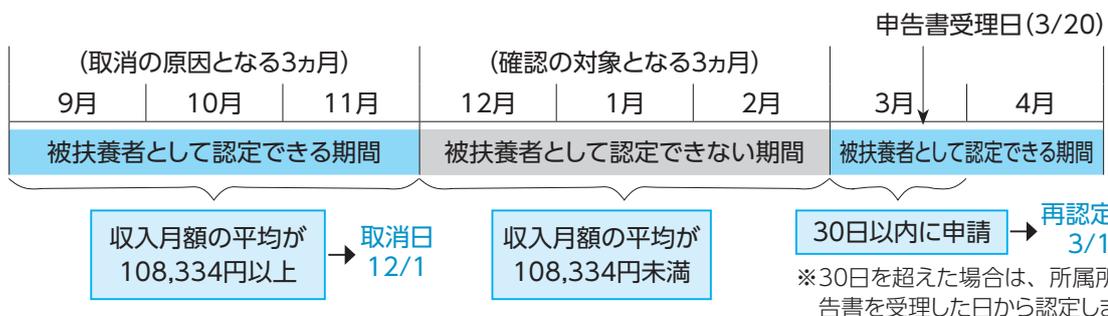


この場合、9月1日～翌年の2月末日まで国民健康保険加入となります。

②3ヵ月の平均が108,334円以上となった場合 → その3ヵ月の翌月から取消

^{*}大学・専門学校等(通信制・定時制は除く。)に在学中の方には、この取扱いは適用しません。

(例)



この場合、12月1日～翌年の2月末日まで国民健康保険加入となります。

●その他の収入に関する基準

- 雇用保険の基本手当や健康保険の傷病手当金は、10ページの(表)の日額により認定可否を判断します。雇用保険を受給する方の認定・取消については、15ページをご覧ください。
- 利子・配当金などの収入については、年額で判断します。



夫婦共同扶養(組合員が他の方と共同して同一人を扶養する場合)

被扶養者の認定にあたっては、その家計の実態および社会通念等を総合的に勘案し、概ね次のとおり取り扱います。

①被扶養者とすべき方の人数にかかわらず、年間収入の多い方の被扶養者とします。

②夫婦双方の年間収入が同程度である場合は、届出により、主として生計を維持する方の被扶養者とします。

この場合の「同程度である場合」の取扱いは、夫婦の年間収入の差額が、収入の多い方からみて1割以内とします。

なお、前記の「同程度である場合」の取扱いは、各組合(保険者)において取扱いを定めており、当組合とは取扱いが異なる場合がありますのでご注意ください。

父母の認定基準

父母を認定する場合は、各々の年収が収入限度額未満であるかどうかだけでなく、組合員世帯の年収を考慮した組合員の扶養能力を判定するなど、次の3つの要件を全て満たす必要があります。

- <前提条件>
- 配偶者の父母(養子縁組をしていない父母)は、同居していることが条件になります。
 - 父母の一方を認定する場合でも、父母2人の収入を合わせて算定します。
 - 組合員の給与収入は、給与から控除される社会保障費分を考慮して、給与総収入の85%としています。
 - 父母(夫婦)の認定基準限度額は、父母の共通経費を勘案した可処分所得とし、父母の認定基準額を合算した額の85%となります。

【第1要件】父母の年収の認定限度額

父母2人の年収の合計額が、「父母の合算収入限度額」未満になること。

各々の認定基準額(10ページの(表)参照)	父母の合算収入限度額
2人とも180万円の場合	(180万円+180万円)×85%=306万円
2人とも130万円の場合	(130万円+130万円)×85%=221万円
180万円と130万円の場合	(180万円+130万円)×85%=263万5千円

【第2要件】組合員の扶養能力の判定

父母2人の年収の合計額が、組合員の年収に85%を乗じた額の1/2未満になること。

$$\frac{\text{組合員の年収} \times 85\%}{2} > \text{父の収入} + \text{母の収入}$$

【第3要件】組合員世帯と父母世帯の収入の比較

- 同居の場合 組合員の年収に85%を乗じた額と父母の年収の合計額を、組合員と父母および他の被扶養者の合計人数で割った1人当たりの額が、父母の年収合計額の1人当たりの額より多いこと。

$$\frac{\text{組合員の年収} \times 85\% + \text{父の年収} + \text{母の年収}}{\text{組合員} + \text{被扶養者数} + \text{父母の人数}} > \frac{\text{父の年収} + \text{母の年収}}{\text{父母の人数}}$$

- 別居の場合 別居している父母については、生計維持関係の判断方法として組合員から父母への仕送りが必要となります。この場合、第3要件における組合員の年収は、父母への仕送り額を除いた額となり、父母の年収は組合員からの仕送り額を加えた額となります。※仕送り額については、13ページをご覧ください。

$$\frac{\text{組合員の年収} \times 85\% - \text{仕送り額}}{\text{組合員} + \text{被扶養者数}} > \frac{\text{父の年収} + \text{母の年収} + \text{仕送り額}}{\text{父母の人数}}$$

第1要件から第3要件については、当組合ホームページの申請書類一覧に掲載している「認定基準判定シート」を使って算出することができます。

● 別居している被扶養者への仕送り

認定対象者(配偶者・学生の子は除く。)が別居している場合は、毎月、一定額以上の仕送りをしていなければ認定できません。

必要な仕送り額およびその仕送りを確認するための書類は次のとおりとなりますので、毎月の書類の保管をお願いします。

● 必要な仕送り額

毎月、次表の金額以上で、かつ認定対象者の収入年額の1/2以上が仕送りされていることが必要です。

別居の被扶養者数	最低仕送り額
1人	毎月 5万円 (年額 60万円)
2人	毎月 9万円 (年額 108万円)
3人以上	毎月 10万円 (年額 120万円)



● 仕送りを確認する主な書類

認定申請時に、振込依頼人(組合員)と受取人(被扶養者)の氏名、送金日、送金額が確認できる書類を添付してください。仕送り方法は金融機関からの振込みとし、手渡しによる仕送りの場合は、認定できません。

(例)

- 銀行の振込受領書
- ATMの利用明細
- 預金通帳の写し ※表紙と引落額および受取人の記載があるページを添付してください。

● 収入を確認する主な書類

被扶養者として認定する際は、主に次の書類により収入を確認します。

また、収入の増加により被扶養者資格を取り消す際にも必要となりますので、当組合から依頼があった時にいつでも提出できるよう、大切に保管をお願いします。

給与収入	<ul style="list-style-type: none">• 雇用証明書(雇用開始日、雇用条件等が明記されたもの)• 各月の給与明細書の写し
年金収入	<ul style="list-style-type: none">• 最新の年金額がわかる書類の写し(年金証書、改定通知書、振込通知書等)
事業 不動産 農業 } 収入	<ul style="list-style-type: none">• 確定申告書の写し• 収支内訳書の写し
その他の収入	<ul style="list-style-type: none">• それぞれの収入金額がわかる書類
主たる生計維持者の確認	<ul style="list-style-type: none">• 組合員および配偶者の源泉徴収票の写し

※上記書類のほかに当組合が必要と判断した書類の提出をお願いします。

● 国内居住要件について

令和2年4月1日から、被扶養者として認定するための要件に国内居住要件が加わりました。

住民票が日本国内にある方は、原則として国内居住要件を満たすものとします。

ただし、住民票が日本国内にあっても、海外で就労しており、日本で全く生活していない等、明らかに日本での居住実態がない場合は国内居住要件を満たさないものと判断し、被扶養者として認定することができません。

●国内居住要件の例外および確認書類

住民票が日本国内にない場合でも、次表に掲げる一時的な海外渡航を行う方については、日本国内に生活の基礎があると認め、国内居住要件の例外として取り扱いますので、認定申請時に確認書類を提出してください。

該当事由	確認書類
① 外国に留学する学生	査証、学生証、在学証明書、入学証明書等の写し
② 外国に赴任する組合員に同行する方	査証、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書等の写し
③ 就労以外の目的(観光、保養、ワーキングホリデーまたはボランティア活動等)で一時的に海外に渡航する方	査証、ボランティア派遣機関の証明、ボランティア参加同意書等の写し
④ 組合員が外国に赴任している間に当該組合員と身分関係が生じた方で②と同等と認められる方	出生や婚姻等を証明する書類等の写し
⑤ ①～④までに掲げるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる方	個別に判断

●留意事項

被扶養者の医療費等は組合員の皆さんが負担する掛金と所属所が負担する負担金から支出されています。掛金・負担金の算定方法は、被扶養者がいる方もいない方も同じです。医療費適正化のため、被扶養者のいる方は認定(取消)基準にご留意ください。

なお、基準を満たさない場合にはその時点まで遡って被扶養者の認定取消となり、医療機関で受診していた場合は、共済組合が支払った医療費を返還していただくこととなりますので、日頃から被扶養者の収入状況等を確認いただき、基準に該当しなくなった場合は速やかに被扶養者取消の届出をしてください。

新型コロナウイルス感染症の影響により 収入が一時的に増加した被扶養者の方へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、被扶養者の収入が一時的に認定基準額を超過してしまう場合の取扱いについてご案内します。

1 各種支援金の取扱い

新型コロナウイルス感染症に伴う支援として支給される下記の給付金等は、恒常的収入には当たらないため一時所得として取り扱い、被扶養者の収入には含めません。

- 持続化給付金
- 特別定額給付金
- 小学校休業等対応支援金
- 子育て世帯への臨時特別給付金

2 パート等収入の取扱い

新型コロナウイルス感染症の影響が原因で、一時的に収入が増加し認定基準額を超えてしまった場合(収入月額が3ヵ月連続または3ヵ月平均して108,333円を超えた場合や、収入年額が130万円を超える場合)でも、過去の収入および今後の勤務状況等を勘案し、直ちに認定取消とはしないこととします。

お願い

持続化給付金等一部の給付金は所得税の課税対象となることから、事業所得等がある被扶養者の方(確定申告実施者)が当該給付金を受給した場合には、その内容を確認できる書類を保管くださるようお願いいたします。

パート等給与収入がある被扶養者の方も、勤務先から新型コロナウイルス感染症に起因する特別手当を受給した場合は、その内容を確認できる書類を保管くださるようお願いいたします。

※来年度以降の被扶養者資格継続調査において、当該給付金を受給したことにより、認定基準額を超過してしまった場合の参考資料とします。